

教科書採択に関わる基本方針について

京都市立高等学校使用教科書について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成２８年４月１３日付け教指学第１２０１号）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針，教育課程の内容，構成，授業時数，編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立学校教育課程編成要領」に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ，次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資するものであること。
- 4 一人一人の子どもの学力向上に向け，基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与すること。
- 5 基本的人権の尊重の視点に立ち，人権文化の担い手を育成するとともに，子どもの道徳性を養うものであること。